2　改正法附則第十二条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　改正法附則第十二条第二項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省自動車局技術政策課において処理する。

（機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置）

第二十六条　機構についての独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（次項において「共通事項政令」という。）第十三条の規定の適用については、同条第二号中「」の総額」とあるのは「以下この号において単に「契約」という。）の総額（以下この号において「機構契約総額」という。）又は道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）との間に締結した契約の総額（以下この号において「旧研究所契約総額」という。）」と、「当該契約の総額」とあるのは「機構契約総額又は旧研究所契約総額」とする。

2　改正法施行日の前日の属する年度（共通事項政令第十七条に規定する年度をいう。以下この項において同じ。）に交通安全環境研究所の理事長に対してされた通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に交通安全環境研究所の理事長が講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容に係る同条第三項の規定による報告については、機構の理事長が行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

2　自動車検査独立行政法人の理事長は、この政令の施行の日前においても、第二十一条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、この政令の施行の日において、機構の理事長がした同条第二項の規定による申請とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百七十五号」を「第百八十号」に改め、同条に次の五号を加える。

百七十六　地方創生加速化交付金
百七十七　地域子供の未来応援交付金
百七十八　地域少子化対策重点推進交付金
百七十九　地域介護対策支援臨時特例交付金
百八十　農地集積・集約化対策推進交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**

省　令

○総務省令第三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成二十八年一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十七年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

第一条の見出しを「（平成二十七年四月における交付の特例）」に改める。

第二条中「前条」を「第一条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年一月における交付の特例）

第二条　地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の地方交付税の額のうち同法、地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四号）附則第二項及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十八年一月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」に、「都市農村交流等対策整備費補助金」を「訪日外国人旅行者受入促進整備費補助金」に改める。